

## 日本陸上競技連盟競技規則

- 1 IAAFの各加盟団体は、その国内における競技会の実施にあたり、IAAF規則を採用すべきことを推奨する。よって本連盟競技規則は、特別のものを除きIAAF規則に準拠した。
- 2 各部の終わりの欠番号は、将来補充されるべき規則のために残したものである。
- 3 本規則の修改正については、特別の指示のない限り当該年の4月1日より適用する。
- 4 本規則中の表記について、
  - 〔国内〕 本連盟独自に追加したもので、国内競技にのみ適用する。
  - 〔注意〕 IAAF規則の注意であり、国内競技でも適用する。
  - 〔参照〕 本項との関連条項を明示する。
  - 〔注釈〕 本連盟が補足として追記したもの。

### **以下、国内非適用部分は.....で表示する。**

- 〔国際〕 IAAF規則に記載されているが、国内競技には適用しない。
- 〔国際—注意〕 IAAF規則の注意であるが、国内競技には適用しない。

本文中の緑字で記された部分は、規則ではなくIAAFによる規則の解釈である。

国内競技会への適用については審判ハンドブックの記載が優先する。

欄外に || を付したのは修改正された事項である。